

「小学校音楽」学習指導要領 一改訂の概要

○ 年間の授業時数は変更なし

現行時数からの変更はない（学校教育法施行規則）。

第1学年 68時間 / 第2学年 70時間

第3学年 60時間 / 第4学年 60時間

第5学年 50時間 / 第6学年 50時間

「第2 各学年の目標及び内容」も、従来通り2学年ごとに示された。

○ 「更なる充実が求められる」課題

平成28年12月の中央教育審議会答申では、以下の3点が「更なる充実が求められる」課題とされた。

- ・感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと
- ・我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと
- ・生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくこと

○ 「育成すべき資質・能力」に基づく枠組みの採用

教科の「目標」は、他教科との統一の下、前文と、資質・能力の三つの柱に対応した(1)～(3)とで構成された。

- (1) 知識・技能
- (2) 思考力・判断力・表現力等
- (3) 学びに向かう力・人間性等

各学年の「目標」も同様に、資質・能力の三つの柱に対応した(1)～(3)で構成された(前文はなし)。

また、各学年の「内容」では、A表現(1)歌唱、(2)器楽、(3)音楽づくり、B鑑賞、及び〔共通事項〕の各領域等において、「身に付けることができるよう指導する」として、事項ア～ウが以下のように整理して示された。

ア「思考力・判断力・表現力等」に関わるもの

イ「知識」に関わるもの

ウ「技能」に関わるもの(A表現(1)～(3)のみに設定)

なお、資質・能力の三つの柱については、「相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である」（平成28年12月中教審答申）とされており、指導要領でも「各事項を適切に関連させて指導すること」（「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(2)）とされた。

また、「思考・判断し、表現する一連の過程を大切にしたい学習の充実を図ること」（「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(1)）と示された。

○ 「音楽的な見方・考え方」について

教科の「目標」において、「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ」と示されたが、こ

の「音楽的な見方・考え方」とは、小学校段階では「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること」とされた(平成28年12月中教審答申)。

○ その他の主な変更点

第2 各学年の目標及び内容

- ・「2 内容 A 表現 (3)音楽づくり」では、事項ア～ウをさらに細分化、(ア)が「音遊び・即興的な表現」に、(イ)が「音を音楽に構成すること」に、対応して示された。
- ・「2 内容〔共通事項〕」における「音楽を形づくっている要素」の詳細は、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(7)へ移動、全学年まとめて示された(変更点の詳細は次項2(7)参照)。
- ・2学年ごとに「3 内容の取扱い」が新設され、歌唱教材や器楽教材、鑑賞教材について、歌唱の共通教材も含め、まとめて示された。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- ・1(6) 低学年に関し「他教科等との関連を積極的に図り」「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮」「入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること」と示された。
- ・1(7) 障害のある児童に関する項目が新設された。
- ・2(1)ア 音や音楽及び言葉によるコミュニケーション、言語活動の適切な位置づけについて新設された。
- ・2(1)ウ コンピュータや教育機器の効果的な活用について新設された。
- ・2(1)エ 校内外の音楽活動とのつながり、生活や社会の中の音や音楽との主体的な関わりについて新設された。
- ・2(1)オ 著作者の創造性を尊重する意識の育成等について新設された。
- ・2(3) 我が国や郷土の音楽の指導方法の工夫について新設された。
- ・2(5) 第1学年、第2学年で取り上げる楽器に関し、「旋律楽器は、オルガン、鍵盤ハーモニカなど」に変更、第3学年、第4学年で取り上げる旋律楽器の例に「和楽器」が付加された。
- ・2(6) 音楽づくりの指導方法の工夫について新設された。
- ・2(7) 「音楽を形づくっている要素」は学年配当がはずされ、並列表記がほぼ単独表記となり、「問いと答え」が「呼びかけとこたえ」に、「拍の流れ」が「拍」に、「和声のひびき」が「和音のひびき」に変更された。
- ・2(8) 「音符、休符、記号や用語」については、「音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと」とされた。